

## 激化事件にみる「殺身成仁」の論理と実践

The logic and the practice of "Sashinseijin" (to sacrifice one's life to preserve one's virtue intact) expressed through 'aggravated incidents'

金井 隆典

KANAI Takanori

(大和大学政治経済学部)

### 要旨

本稿は、自由民権運動の一形態とされる激化諸事件の一つである加波山事件を対象として、自由民権運動のなかで再解釈・再構成された義民に表現される民権家の行動原理・行動規範が加波山事件でどのように現実化されたかを検討することを通じて、自由民権運動における主体のあり様、実践とそれを規定する論理の関係を、自由民権運動における激化諸事件の位置づけについて明らかにしようとするものである。近年の研究では、激化諸事件は自由民権運動からの「逸脱」・傍流、自由民権運動の近代性の「限界」を示すものとして評価されている。これに対して、本稿は、激化諸事件の軌跡を、それに参加した民権家たちの行動原理・行動規範に則して検討することで、激化諸事件が自由民権運動の正統な系譜に位置付けられるものであり、優れて近代的な運動であることを提示することを試みた。激化諸事件の一つである加波山事件を自由民権運動の正統な系譜に位置付けることを可能とする行動原理・行動規範が「殺身成仁」の論理である。「殺身成仁」の論理は、自由民権運動のなかで再解釈・再構成された義民の姿に端的に表現されている。義民は自由民権運動のなかで「民権家」としての義民としてよりラディカルに、過激に再解釈・再構成される。その主体は、文明の世「明治の昭代」に相応しい、国家、公共のことに関心を抱き、積極的に関与しようという精神、自発性をもつ存在であり、誰でもがなれる、なるべき規範的人間像であった。それゆえ、そうしたあり様を阻害するものに対する正当な「抵抗」の存在が「発見」される。その正当な「抵抗」の手段・かたちは、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫」るものから暴力を伴う実力行使までを含むものであった。すなわち、「民権家」としての義民という「主体」は正当な「抵抗」を実践する政治的実践者でもある。そして、その主体と実践は、民の「代表」というかたちで正当化される一方

で、「世の為め国の為め人の為」という主観的観念によって民の「代表」という拘束から解放され、民から遊離し、民の支持を必ずしも必要としないという、ねじれた二面性を有していた。こうした「民権家」としての義民という主体と、その正当な「抵抗」という政治的実践を支えるものが「殺身成仁」の論理であった。

加波山事件はまさに、この「殺身成仁」の実践だったのである。加波山事件には、自由民権運動における主体と実践のあり様が具体的に表現されているといえよう。

### はじめに

自由民権運動は、一八八四年（明治一七）頃から政府の弾圧や運動基盤の弱体化などによって退潮・停滞傾向に入っていく。一八八四年には運動の一大拠点であった自由党は解党し、自由党と並ぶ政党である立憲改進黨も実質的な活動停止状態に陥った。そうした自由民権運動の閉塞状況のなかで、民権勢力の行動は急進化していき、暴力・武力を伴う実力行使を行うようになっていく。各地で続発した民権家による暴力・武力を伴う実力行使が「激化諸事件」である。自由民権運動研究において、この激化諸事件を自由民権運動の中にどのよう位置付け、どのように評価するか、が一つの大きな焦点となっている。自由民権運動の一領域として厚い研究蓄積を誇ってきた激化事件は、近年の研究においてはしばしば、自由民権運動の「逸脱」・傍流と位置付けられる。この背景には、近年の自由民権運動研究において、「自由民権運動」として指されるところが、以前より限定的になっていることが関係している。かつて、色川

大吉が「未完の文化革命」として多種多様な活動・思想を自由民権運動として研究の対象とした<sup>1</sup>の比して、現在では、立憲政体樹立を希求する運動、言論活動こそが自由民権運動とする傾向がみられる。自由民権運動とは近代的な価値観・論理・思想に基づく国民国家形成運動であり、近代的価値観・論理・思想は言論を中心とした合法的運動・活動を正当なものとして肯定し、暴力や武力を伴う実力の行使は否定され、排除される。その結果、暴力・武力による実力行使を伴う非合法活動である激化諸事件は、自由民権運動の正統な系譜からは外され、自由民権運動からの「逸脱」、あるいは傍流と評価されることになる。<sup>2</sup>また、自由民権運動を近代的な価値観・論理・思想に基づく国民国家形成運動と規定すると、従来の研究において自由民権運動の領域、あるいは自由民権運動と密接な連携、関係があるとされた様々な諸運動や諸活動が、近代的価値観・思想とは異なる自律した運動として評価され直している。<sup>3</sup>こうした視点から激化諸事件にみられる暴力・武力を伴う実力行使や激化諸事件における諸要求、立憲制などの政治構想の欠如という点から近代的な価値観・論理・思想の欠落、伝統的な価値観や思想の残存が指摘される。そこからも激化諸事件は自由民権運動からの「逸脱」・傍流と位置付けられるのである。こうした自由民権運動における暴力・武力に対する否定的な見方に対し、河西英通は、民権家の多くが戊辰戦争を経験していることに着目し、戊辰戦争を目的の当りにし、その中を生きた民権家にとって暴力や武力は否定されるのではなく、手段として身近だったとしている。ただし、暴力・武力を肯定する基盤に伝統的な価値観・思想を置いている点では共通の論理に立脚しているといえよう。<sup>4</sup>

しかしながら、激化諸事件の軌跡を、それに参加した民権家たちの行動原理・行動規範に則して検討するならば、激化諸事件が自由民権運動の「逸脱」・傍流ではなく、自由民権運動の正統な系譜に位置付けられるものであり、伝統的な価値観・論理・思想に規定されるのではなく、優れて近代的な運動であることが明らかになるであろう。本稿では、こうした激化諸事件の性格を考察するために、激化諸事件の一つである加波山事件を対象に、事件参加者たちの実践と、それを規定した行動原理、行動規範を見てゆくことにしたい。加波山事件は、一八八四年九月、栃木、茨城、福島三県下の急進的自由党員一九名が明治政府を転覆しようとした事件である。加波山事件の参加者は、民権家に限られ、民衆への関与、共闘が見られない点で他の激化諸事件とは大きく異なっている。しかしながら、民権家のみによる事件であるから、民権家たちの激化諸事件における行動原理と行動規範を、ある意味純粹な形で抽出できると考える。

加波山事件の先行研究において、その思想的側面に焦点を当てた研究は必ずしも多くはない。近年の特に注目すべき研究としては飯塚彬「加波山事件―富松正安と地域の視点を中心にして」、同「加波山事件と富松正安「思想」の一考察」がある。両論文は、加波山事件の中心人物である富松正安に焦点をあて、その思想を明らかにしようとするものであり、加波山事件の思想的研究に大きな前進をもたらしたといえよう。しかしながら、事件参加者の実践と、それを規定した行動原理・行動規範の解明という点については不十分であるといわざるを得ない。前者の論文は、それが収録されている高島千代・田崎公司編「自由民権（激化）の時代」が提示する、〈激化〉という事態を、事件参加者の「取捨選択」の問題―主体的営為として捉え直し、事件参加者の実力行使に至る、あるいはそれを支えた論理・思想の内実を再構成する事を目指すという問題提起を踏まえているが、実力行使を正当化し、「選択」可能とする論理についての検討は、政府の弾圧という外的要因Ⅱ状況を指摘するにとどまり、不十分である。すなわち、実力行使という手段は既に所与の前提のように位置付けられてしまっている。しかし、外的要因Ⅱ状況に加えて、その行動を正当化する認識・論理があつてこそ人は「実践」へと向かうであろう。人々はいかにして実力行使を正当化し、「選択」したのか、人々の実力行使を支え、正当化する論理を明らかにすることが肝要であると考ええる。後者の論文においては、富松正安の生涯をも追いながら、富松と加波山事件の関係、富松が事件に参加する経緯を思想的に丹念に描き出しているが、実力行使を正当化し、「選択」可能とする論理についての検討はなお不十分である。<sup>5</sup>それを明らかにすることが、加波山事件が自由民権運動からの「逸脱」・傍流であるといえるのか否か、伝統的な価値観・思想の残滓に規定されていたのかどうか、を解明することに繋がるだろう。

自由民権運動において実力行使を正当化し、「選択」可能とする論理という主体的営為の論理と思想を読み解く鍵として本稿が注目するのが自由民権運動における義民の再解釈、再構成である。義民は百姓一揆をめぐる物語である義民伝承の主人公である百姓一揆の指導者のことである。義民の姿が描かれる義民伝承は江戸時代に登場するが、自由民権運動のなかで再解釈・再構成されて、「民権家」の模範的人間像として造形される。そこには、民権家のあり様と実践の規範と論理が表現されることになる。したがって、加波山事件の実践において自由民権運動のなかで再解釈・再構成された義民に表現されている規範と論理がどのように現実化されているか、を検討することで、自由民権運動において実力行使を正当化し、「選択」可能とする論理という主体的営為の論理と

思想はどのようなもので、それは自由民権運動においてどのように位置付けられるのかを明らかにしていきたい。

以上のような課題に答えるため、本稿では、まず江戸時代の義民像の構造と、近代におけるその「再発見」について考察する。つづいて、自由民権運動のなかで義民がどのように再解釈、再構成され、「民権家」としてのどのような規範と論理を構築したのか、を検討したい。そうして、義民を通じて表現される自由民権運動の行動原理・行動規範の論理と構造を理解する。最後に、その自由民権運動の行動原理・行動規範が加波山事件においてどのように現実化されたか、事件参加者たちの実践をどのように方向付け、規定したのかを明らかにすることを試みる。こうした作業は、現代政治においても大きな課題となっている政治的主体のあり様と実践、政治における暴力をめぐる問題について考える手がかりを提供するであろう。

## 一、江戸時代の義民と近代における義民の「再発見」

一八八四年（明治一七）〜一八八六年頃に続発した激化諸事件は、自由党関係者を中心とした非合法的手段・運動による反政府・政府転覆運動で、暴力を伴う実力行使によって政府要人の暗殺、藩閥政府の転覆を謀り、自由民権派が描いてきた国家・政治体制を一举に樹立することを企図した過激な行動であった。この激化諸事件は、自由民権運動の急進化として位置付けられている。こうした動きの背景には、政府の規制・抑圧・弾圧の強化やデフレの進行に伴う運動の支持基盤である豪農・農民層の没落による自由民権運動の弱体化、停滞、合法的活動の行き詰まりや限界の露呈といった状況が存在した。一八八二年（明治一五）の改正集会条例は、結成間もない政党员員の行動を著しく制限し、政党の支部設置を禁止することで、自由民権運動の組織である政党の弱体化策をはかり、一八八三年の新聞紙条例改正は、言論の取り締まりの強化などで自由民権運動の活動を制限・抑圧した。くわえて大蔵卿・松方正義による資本主義形成の基盤創出と軍備拡張費確保を目的としたデフレ政策、いわゆる松方デフレは、不況の発生、米価の低落を招き、多くの農民に土地を失わせ、没落させた。それは、自由民権運動の主要な支持基盤である豪農・農民層に運動を推進する余力を失わせ、運動からの離脱を促進することとなった。こうして自由民権運動は、その組織や基盤の弱体化を余儀なくされ、政党活動や演説会・新聞紙上への論説の発表などといった合法的活動は行き詰まり、有効性を失ってゆく。その結果、暴力の組織化、組織化された暴力の行使をともなう非合法的運動へと転換することとなる。自由民権運動は急進化し、激化諸事件という

形態にいたるのである。

しかしながら、激化諸事件の発生、すなわち自由民権運動の急進化は、政府の弾圧やデフレ政策の推進による運動の弱体化や合法的運動の行き詰まりといった外的要因・環境のみ起因するのではない。暴力の組織化、組織化された暴力の行使をともなう非合法的運動への転換は、従来の運動の延長線上にあるものではなく、そこには大きな飛躍が存在する。外的要因・環境が出来すれば、「自動的」に、「自然」に激化諸事件へと帰結するわけではなく、暴力の組織化、行使をともなう行動・運動を正当化し、支える論理が存在してこそ、運動の急進化―激化諸事件への飛躍が可能・実現するといえよう。そうした正当化の論理は、自由民権運動のなかで登場する義民の姿に象徴的に表れている。

義民は、江戸時代に成立した百姓一揆をめぐる物語である義民伝承において一揆の指導者として描かれる主人公である。代表的で著名な義民として、江戸時代前期に下総国佐倉藩（現在の千葉県）堀田家の下で起った一揆の指導者とされる佐倉宗五郎（佐倉宗吾）、天和元年（一六八一）、上野国沼田藩領内の農民が藩主真田氏の苛政を訴えた直訴を指導した礒茂左衛門（杉木茂左衛門）などがある。百姓一揆は、江戸時代の不当な重税、苛政に対する農民たちの実力行使を含む異議申し立て行動である。江戸時代の義民伝承は、一揆前夜、そして一揆時の日常とは異なる非常事態を、為政者の側に非道な領主や佞臣といった「悪」が存在し、それによって、本来あるべき「世界」の顕現が阻害されている世界として描き出す。百姓一揆は、そうした事態に対して「悪」を排除し、本来の姿から逸脱してしまった「世界」をあるべき「世界」に「回復」しようとする営為であり、義民は、それを指導する中心人物とされる。

江戸時代の義民伝承において、義民らが「回復」しようとする本来あるべき「世界」は、「仁政的世界」で、「仁政的世界」とは、「仁政イデオロギー」に基づく世界観である。「仁政イデオロギー」は、領民である「百姓」は領主にとって天からの預かり物、「公儀の御百姓」であり、したがって、領主には「百姓」に対して平和で安定した生活を保障する統治、「仁政」が要請される、一方で、被治者である「百姓」にはそうした「仁政」にこたえ、「仁君」の「慈悲」に感謝しつつ、素直に命令に従い、年貢皆済を果たす「律儀」な「御百姓」であることが求められる、領主と領民の相即的な関係意識であった。ここでは、期待される領主像と期待される領民像が相互補完的に統一される関係が成立していた。「この仁政イデオロギーと、それに基づく世界観「仁政的世界」は、幕藩制イデオロギーの特質を表わすもので、一七世紀半ばに形成されたとされ、統治理念として幕藩体制を下支えし、その維持に有効であったばかりでなく、

「理念から日常までの各レベルにわたる骨格」をなしていた。つまり、「仁政的世界」は、江戸時代の人々にとつての本来あるべき世界の姿・基準であり、日常的な世界観・秩序観であった。江戸時代の義民伝承は、百姓一揆という日常から逸脱した事態を「仁政的世界」の枠組に「回収」し、了解可能とする物語として機能したのである。

この義民伝承の中で、義民は「仁政的世界」における領民側の善の体現者として描かれ、仁政の顕現を疎外する「悪」を排除し、「仁政的世界」を回復するために尽力する超人的な英雄として造形されている。物語によつては、義民は死後、怨霊になって「悪」を排除しようとする。こうした英雄としての義民の姿は、『太平記』の楠正成に代表される忠臣義士になぞらえられる、あるいは比肩する人物に位置づけられる。この英雄的・超人的行動を説明可能かつ正当化する根拠として、義民伝承はしばしば、義民の出自の貴種性を用意する。義民伝承は、義民を平家の末裔や貴族・皇族の落胤といった高貴な血統を引く人物として描写し、他の人々とは本質的に区別される人物、他の人との間に交換可能性、相互互換性の無い存在として措定する。これによつて、義民の抜きんできた性格や行動が了解可能となり、その正当性が強化される。

また、義民のこの超人的・英雄的性情と行動は、「仁政的世界」において、二面性を有することになる。義民は、「仁政的世界」の「回復」という「善」なる目的に尽力し、邁進する知恵と胆力を持つ人物であるがゆえに、「英雄」となるが、その超人的・英雄的行動と実践そのものは、それが超人的、英雄的存在であるがため、「仁政的世界」における領民としてあるべき姿から大きく逸脱することとなる。それは、義民を決して許されない罪人として断罪することとなる。すなわち、義民の行動の目的は、「仁政的世界」における「悪」の排除という「善」であるが、その行動自体は、「仁政的世界」の規範から大きく逸脱した「罪」となる。したがつて、義民の死は必然であつたし、義民もまた、「仁政的世界」における領民側の「善」の体現者である以上、その罪と死を納得のうえ受け入れている。つまり、義民の死は「仁政的世界」が内包する構造的矛盾がもたらす必然的帰結なのであつた。江戸時代の義民は、「仁政的世界」における英雄であると同時に、それがもつ構造的矛盾の犠牲者だったのである。

こうした義民像は、義民伝承が読本、歌舞伎、浄瑠璃、講談、ちよぼくれなど様々な形で文芸化、演芸化されることを通じて、全国的に流通していく。とりわけ、佐倉宗五郎伝承は、三世瀬川如阜の手により『東山桜莊子』として歌舞伎化され、嘉永四年（一八五二）に江戸中村座で初演、大当たりをとつた。嘉永六年には上方で『花雲佐倉曙』として人形浄瑠璃、また歌舞伎で上演され、

人気を博している。また、「佐倉宗吾一代くどき」などの歌謡もつくられ、流行した。この人気を受けて、佐倉宗五郎伝承は、歌舞伎や浄瑠璃、講談などで繰り返し、上演され、「佐倉義民伝」と総称される。このように義民伝承は広範に階層を超えて周知、浸透し、多くの人々に共有、蓄積されることとなった。

江戸時代の義民伝承における義民は、時代が近代へと移ると、全く別の文脈で再発見・再構成されることとなる。その嚆矢が福沢諭吉であつた。福沢は、その著『学問のすゝめ』七編のなかで、義民・佐倉宗五郎を「余輩の聞くところにて、人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄てて終わりをよくし、世界中に対して恥づることなかるべき者は、古来ただ一名の佐倉宗五郎あるのみ。」<sup>10</sup>と評している。義民・佐倉宗五郎は、過去の日本において「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄てて終わりをよく」した唯一の人物として福沢に再解釈されたのである。

福沢のこうした義民像の再解釈は、福沢の構想する近代における国家の「私たち」一人々と政府の関係から導き出される。福沢は「国民の職分」として人民の二つの「勤め」を挙げている。一つは「政府の下に立つ一人の民たる」ところにて「即ち客の積りなり」とする。「客」としての国民は、「一国の人民は国法を重んじ人間同等の趣意を忘」れないことが肝要である。彼我互いの権利を互いに侵すことなく、互いの快樂を尊重し、他人の物を盗まず、他人を殺さず、他人を誹謗することなく、「正しく国法を守つて彼我同等の大義に従」わねばならない。もう一つの「勤め」は、「国中の人民申し合せて一国と名づくる会社を結び社の法を立ててこれを施し行ふことなり、即ち主人」の「勤め」である。この「勤め」において人民は国の主人であるから、国政に積極的に参与し、その費用を負担しなければならない。一方で、福沢は政府のあるべき姿も論じている。人民の二つの「勤め」を受けて、「政府たるものは人民の委任を引き受け、その約束に従つて一国の人をして貴賤上下の別なく何れもその権義を逞しうせしめざるべからず、法を正しうし罰を厳にして一点の私曲」も無いようにしなければならぬ。<sup>11</sup>すなわち、人々と政府の関係における人民の平等に基づく相互尊重、および自発性と政府の公平性が近代国家に必須の要素とされた。

こうした人々と国家の関係が、「国民」の実践のあり様を規定する。福沢は「政府なるものその分限を越えて暴政を行うこと」があり、その時、「人民の分としてなすべき挙動は、ただ三箇条あるのみ」とする。その「三箇条」とは、「節を屈して政府に従うか、力をもつて政府に敵対するか、正理を守りて身を棄つるか」である。福沢は、そのうち、第一の方法は「人たるの職分を破るも

の」として斥け、第二の方法は、一人ではできないため徒党を組まざるを得ず、それは「内乱の師」であるとして排除する。そして、第三の方法を「天の道理を信じて疑わず、如何なる暴政の下に居て如何なる過酷の法に窘めらるるも、その苦痛を忍びて我志を挫くことなく、一寸の兵器を携えず片手の力を用いず、ただ正理を唱えて政府に迫ること」として、「三策の内、この第三策をもつて上策の上とす」る。<sup>12</sup> 福沢は、政府に対する正当な「抵抗」の存在を承認するとともに、「抵抗」の手段としての暴力の行使を厳しく批判、否定している。近代における秩序維持は自力救済ではなく、国家の法によることこそが正しい姿であるとし、個人の私的な暴力の行使を禁止し、暴力は国家に集約、独占される。だから、人民は一面において国法とそれを制定する政府にしたがう「客」なのである。それゆえ、人々の自発性の発露の手段は、国法への服従という枠によって厳しく制限され、一切の暴力は排除されることとなった。福沢は、「正理を守りて身を棄つる」第三の方法こそ、正当な「抵抗」のあり方であり、「国民」に相応しい実践のあり様としたのである。

福沢はこの第三の方法の実践者、すなわち「国民の職分」の実践者として義民・佐倉宗五郎を「発見」する。福沢が佐倉宗五郎を再発見する鍵となったのが、その死である。換言すれば、福沢は佐倉宗五郎の死を再解釈することを通じて、彼を「国民」にふさわしい実践である第三の方法の実践者、すなわち国民の範型として再解釈、再構成したのである。

義民・佐倉宗五郎の死は、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄て」という極めて主体的な死として位置付けられる。さらに、この佐倉宗五郎の主体的な死を表現する言葉が西洋の言葉の中に「発見」される。

「かくの如く世を患いて身を苦しめ或いは命を落とすものを、西洋の語にて「マルチルドム」と言う。失うところのものはただ一人の身なれども、その機能は千万人を殺し千万両を費やしたる内乱の師よりもはるかに優れり。」<sup>13</sup>

福沢は義民・佐倉宗五郎の死を「マルチルドム」(martyrdom、殉教・殉死)と同定し、「普遍」的な価値ある死とした。義民の死は、江戸時代の義民伝承における「仁政の世界」が内包する構造的矛盾が引き起こした必然的な死から解放され、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄て」る「マルチルドム」という極めて主体的な死に再解釈された。その結果、義民は、「仁政の世界」の回復者から国家に主体的にかかわり、積極的に政治的発言・実践を行う「主体」、「非暴力不服従」という政府に対する正当な「抵抗」を実践した政治的实践者、すなわち「国民の職分」の遂行者として再構成されるのである。

福沢は、このように義民を再解釈・再構成し、義民を「国民」の範型として位置付け、再評価する。そうして、江戸時代に既に「国民」にふさわしい人物が存在したことを示すことによって、国民の創出、国民の喚起を行おうとしたのである。

## 二、「民権家」としての義民の創出―「殺身成仁」の論理の「発見」

福沢が提示した「国民」としての義民像を、よりラディカルに再解釈・再構成し、義民を「民権家」の範型と位置付けたのが、自由民権運動の担い手である民権家たちであった。自由民権運動の中で、義民は「民権家」の範型として再解釈・再構成され、発見される。『朝野新聞』掲載の「論説」は、「民権ナル者ハ果シテ欧米ノ新輸入物ニシテ我国ニ於テハ古来一片ノ種子ダモ無キカ」と、日本における自由民権の思想と運動の要素の存否を問い、それに対して、「蓋シ真ニ民権ノ一種子トモ称スベキハ一ノ百姓一揆ナル者アリシノミ」と答え、百姓一揆に日本における自由民権の要素を「発見」している。その結果、「其一揆願訴ノ尤モナル者ニ至テハ我輩囊キニ福沢先生モ楠公権助ノ裁判ニ引出サレタル佐倉宗五郎ヲ以テ巨擘トナサルベカラズ」と、義民・佐倉宗五郎がその第一人者とされ、義民は「民権家」として位置付けられた。<sup>14</sup> 自由民権運動によって義民は「民権家」として再解釈・再構成されていくのである。信濃国(現在の長野県)安曇郡出身の民権家・松沢求策は、江戸時代に地元で起った百姓一揆・貞享騒動を歌舞伎化した際、その作品を『民権鑑加助の面影』と名付け、貞享騒動の指導者、義民多田加助を「民権家の鑑」とした。そして、民権家としての義民加助の姿を「かゝる圧制束縛の下に生まれし民として自由権利ハ夢にだもしらざるの中に多田独り義を鉄石に堅め為し、多くの民の其の為に身を鴻毛より軽んじて、雷公よりも懼れなす時の領主に畏縮せず、理非明らかに剛訴」<sup>15</sup>するものと描いている。丹波宮津出身の民権家・小室信介は全国の義民伝承を収集、編纂した自著を『東洋民権百家伝』と命名し、収録した義民たちを「我邦ノ仁人義士、今世所謂民権家也」<sup>16</sup>と評した。さらに、義民、すなわち「我邦の民権家ちふものは(中略)遙かに萬の美しき行ひにも立ちまさり、難き所為にもすぐれて、彼の西洋の民権家に勝りはするも劣りはせざる」と、義民を欧米で自由と民権のために戦った闘士と同等、同質の存在、洋の東西を超えた「普遍」的な人間像としている。そして、その行動・実践は「大義ノ為メニ正理ノ為メニ、人民ノ為メニ国家ノ為メニ、特立独行天下後世ヲ顧ミザル」ものと解された。自由民権運動が描き出す義民は、自由と民権を主唱し、その論理に基づいて主体的に政治に参加・関与する主体、その具体的な表われとし

て、正当な「抵抗」を貫徹する実践者に再解釈・再構成された。その姿こそ、「民権家」の範型だったのである。

こうした「民権家」として造形された義民の姿とその実践は、「明治」という「現代」に置かれるとき、正当なもの、さらには「当たり前」のものとなる。民権家たちは、自らが生きる明治という時代を「明治の昭代」とする。それは、「国会の開けて、萬の政事は掛巻くもかしこき我天皇と吾人三千あまりの五百萬の同胞と、愛親睦睦和して、国を治め法を立て守」る世界、「今の世の行政司法の途の分れて、司法の部も始審、控訴、大審院などの別ちありて、人民の権理を伸ぶることの進みたる」「文明」の世界である。それゆえ、『東洋民権百家伝』は、「この篇にかゝる百家伝の諸氏も今の世に出なば、あたらし命捨てずとも、志を達せし人も多かりしやも知るべからず」と評し、「民権家」として再解釈・再構成された義民のあり様は「文明」に適った「普遍」的な人間像であり、その行為・実践はなされるべき当然の行為・実践とされた。その結果、「民権家」としての義民は、江戸時代の義民伝承における義民のような、他の人間とは本質的に区別される、高貴な出自（血統）をもつ人間である必要は無く、誰もが「義民」になれる可能性が開かれたのである。したがって、義民の義民たる由縁は、他に求められることになる。それが「代表」である。

「民権家」としての義民が義民として行動し得た根拠と正当性を確保したのが、彼が人々の「代表」であるということであった。『東洋民権百家伝』の「戸谷新右衛門伝」、「文殊九助伝 丸屋九兵衛伝 麴屋伝兵衛伝」、「松木荘左衛門伝」においては、百姓一揆の評定の場において彼らを「代表」として選出する様子が描かれている。百姓一揆の評定の場は、「代表」選出の場として読み替えられ、再構成されたのである。義民は民の「代表」として選出されることによつてはじめて「義民」となる。義民の正当性の根拠が「代表」に求められることは、ある特定の人物が義民であることの必然性を剥奪する。極言するならば、ある人物が義民たり得ているのは、偶々、「代表」に選ばれたにすぎないからである。この義民たり得ることの必然性の偶然性への転化は、義民の特定性・固有性を否定し、義民の「匿名化」と「平準化」をもたらした。このことは「民権家」としての義民が「普遍」的人間像であることの当然の帰結である。義民は「明治の昭代」、すなわち「文明」社会における規範的人間像であり、「民権家」の範型であるから、過去／「我が邦」の義民と現在（明治の昭代）／「西洋」の民権家とは同一線上に位置付けられ、直截に重ね合わされるのである。農民たちの石代納歎願運動に始まり、やがて酒田県政改革要求・村役人層の不正追求運動へと発展していった、酒田県で起こったワッパ騒動の指導者森藤右衛

門は「今宗吾」、「二代目宗五郎」と称され、義民・佐倉宗五郎になぞらえられた。また、土佐出身の民権家・植木枝盛の著書『民権自由論』のある版の表紙には、「民権自由」の下に板垣退助、福沢諭吉、森藤右衛門、佐倉宗五郎の四名が並んでいるのである。

こうした義民の人間像と行為の普遍化、一般化は、義民の存在とその行動・実践を人として当然の存在・実践に再構成するがゆえに、『東洋民権百家伝』の先の引用が示すように、義民の死は死ななくてもよかつた死という特殊な死となる。この特殊な死を了解可能とし、正当化する論理として「殺身成仁」の論理が「発見」された。「殺身成仁」の論理こそ、「民権家」としての義民像において、義民を義民たらしめるものの中核であり、義民のあり様とその実践を方向付け、規定するものである。「殺身成仁」の論理は、「世の為め国の為め人の為に理の為めに、名譽をも利益をも財産をも子孫をも顧みず、わが一命を塵よりも軽んじて」「官に抗し（中略）身を擲ちたる」べきであるとする。義民の行動は、この「殺身成仁」の実践として読み直される。植木枝盛は「宗五（佐倉宗五郎のこと―筆者注）、平八（大塩平八郎のこと―筆者注）ノ如キハ一身ヲ擲テ人民ノ窮苦ヲ救フ、古人ノ所謂捨生取義殺身為仁者ニシテ、泰西ノ所謂「マルチルドム」タル者は矣」と、義民を「殺身成仁」の実践者とするとともに、「殺身成仁」を、福沢諭吉が発見した「マルチルドム」と同定する。義民は「民権ノ忠冤鬼（マルチール）(Martyr, 殉教者・殉死者)である」とされ、<sup>17</sup>「殺身成仁」の論理は、西洋にも適用しうる普遍性を有するものと措定された。

「殺身成仁」の論理において、「官に抗し（中略）身を擲」つ目的は、「世の為め国の為め人の為に理の為めに」である。注目すべきは、「世の為め国の為め人の為に」と「理の為めに」が並列されていることである。すなわち、単純に「世の為め国の為め人の為」だけで肯定されるのではなく、それは「理」に適うものでなければならず、「世の為め国の為め人の為」は「理」に媒介されて統一の一貫性を獲得することとなる。その結果、「世の忠義を説く者、往々奴隸卑屈の態あるを免れ」ない盲目的な国家への忠誠と、「恩義を棄て、頂上に抗することを好む傾向有」るむやみやたらな野放図な「官」への抵抗の両者が排除され、「正当」な抵抗のあり様が示される。義民＝民権家の行動は、この「殺身成仁」、すなわち「正当」な抵抗の実践とされるのである。

「殺身成仁」の論理に規定、方向付けられることによつて、「民権家」としての義民のあり様と実践は二つの点で急進化することになる。ひとつは、「民権家」としての義民のあり様と実践の正当性に関わる点である。「殺身成仁」の論理において、その行為が「世の為め国の為め人の為に」なっているか否かの判断

は、行為者が自らが「世の為め国の為め人の為に理の為め」に行動していると思信する主観的な信念に依拠しており、客観的な判断基準が明確に存在するわけではない。したがって、「民権家」としての義民の行為は、その対象である社会や民の支持の有無にかかわらず、行為者が「世の為め国の為め人の為」であると信じているならば、正当化されることとなる。「世の為め国の為め人の為に理の為め」に行われる「抵抗」はその対象である社会や民の支持を待たずとも正当化され、「民権家」としての義民が義民として行動し得る根拠と正当性が社会や民から解放される。この結果、「民権家」としての義民は、ねじれた二面性を有するのである。「民権家」としての義民は、ある特定の人物が義民となる必然性・特権性を剥奪され、その姿は普遍的な人間像として全ての人間に開かれ、義民の義民たる正当性を民の「代表」たることに求める一方で、「世の為め人の為」に行動することを「殺身成仁」の論理で保障することによって、社会や民の支持を必ずしも必要としない、ある意味で民から遊離した特権性・固有性をもつ主体となった。民の「代表」であることを自任しつつ、民の為と信じさえすれば、民の求めや支持に縛られず、行動することが許容され、「民権家」としての義民の実践の急進化の道が開かれた。

もう一つが、正当な「抵抗」のための手段の急進化である。「殺身成仁」の論理では、「抵抗」の目的については「世の為め国の為め人の為に理の為め」と規定されるが、その手段に関しては無規制、無限定である。「世の為め国の為め人の為に理の為め」であるならば、いかなる手段を採ろうとも「名誉をも利益をも財産をも子孫をも顧みず、わが一命を塵よりも軽んじて」「官に抗し（中略）身を擲ちたる」ことが、正当な抵抗であるとされる。正当な抵抗の手段には、福沢諭吉が肯定した「正理」を主張し、粘り強く交渉を続けることにとどまらず、暴力を伴う実力行使までが含まれることとなる。「殺身成仁」の論理は正当な抵抗の急進化を誘発し、正当化する。

こうして、自由民権運動の中での「民権家」としての義民という義民像の再解釈・再構成は、政治に積極的に参加・関与し得る「主体」に許容される政治的実践をよりラディカルに、より過激に編成・展開することとなった。自由民権運動において再解釈・再構成された義民の姿は、現在の民権家にとっての規範的人間像となり、「殺身成仁」の論理は、その行動・実践を喚起、規定したのである。

### 三、「義民」としての民権家の実践としての加波山事件―「殺身成仁」の実践

激化事件のひとつである加波山事件は、こうした「殺身成仁」の具体的な実践の事例であるといえる。加波山事件の直接のきっかけは三島通庸の栃木県令就任にあるといえよう。一八八三年（明治一六）一〇月、福島県令の三島通庸が栃木県令を兼務することとなる。三島は福島県令就任時に「それがしが職に在らし限りは、火付け強盗と自由党とは頭を上げさせ申さず」と豪語し、福島県の自由民権勢力に対し、強硬な態度で臨み、大規模な土木公共事業を強行する。それは、一八八二年に勃発した福島・喜多方事件という福島県の自由党を中心とした民権家の大弾圧に帰結した。その三島が栃木県令を兼務すると、同様の姿勢で臨み、奥羽街道の開削と宇都宮への県庁移転に着手し、県下の民権家に厳しい態度で対峙した。こうした三島の動きに対して、一八八三年末、自由民権運動が退潮・停滞傾向を示すなか、栃木県下都賀郡の自由党员・鯉沼九八郎らは一挙に「自由立憲政体」を樹立することを目指して武力による政府転覆を企て、爆裂弾の製造に着手する。鯉沼らの動きに先行して、一八八三年四月に福島事件で逮捕された河野広躰、小針重雄、三浦文治らが釈放されると、三島暗殺計画を立案、上京して機会を窺っていた。三島を狙う両グループは一八八四年初めに、邂逅、接触を重ね、合流、行動を共にすることになる。彼らは、三島暗殺の機会を狙うが、好機を得られずにいた。やがて、同年七月に三島と政府高官が参加する授爵祝賀会が東京で開催されるとの情報を得、その場で政府高官の暗殺を計画するが、会が延期されたため、未遂に終わってしまった。そこで、九月一日に宇都宮で行われる栃木県庁落成式で、県令三島および出席予定の太政大臣・富松正安らが同志として加わった。計画実行期日が迫った九月一〇日に河野らは資金調達のため、東京・神田小川町の質屋に強盗に入るが、失敗に終わる。その逃走中、門奈茂次郎が官憲の手を逃れるために爆裂弾を使用するが捕縛されてしまった。さらに不測の事態が彼らを襲う。九月一二日には鯉沼が爆裂弾製造中に誤爆を起こし、重傷を負ってしまう。鯉沼らの計画に次第に狂いが生じていくなかで、官憲は逃走する河野らの追跡を強化、自由党の一部に不穏な動きがあることを察知する。その結果、九月十五日の県庁落成式の延期が決定される。こうして、計画は再び水泡に帰してしまうこととなった。九月二二日、逃走を続けていた河野らが茨城県の自由党の拠点である茨城県有為館に到着し、ここに同志が揃うこととなる。同志は、負傷した鯉沼らを除く、河野広躰、杉浦吉副、三浦文治、草野佐久馬、横山信六、保多駒吉、

小林篤太郎、琴田岩松、小針重雄、玉水嘉一、五十川元吉、富松正安、天野市太郎、山口守太郎、平尾八十吉、原利八の一六名であった。彼らは今後の行動について協議を重ね、官憲の捜査が間近に迫っていることを知り、加波山へと移動する。加波山は茨城県の筑波山の北方に位置する標高七〇九メートルの山で、筑波山や足尾山と並んで古来より山岳信仰の対象となっていた。翌三日、一六名の同志は政府転覆を目指して加波山で挙兵する。麓の町屋警察文書を襲撃し、官金を奪取、また、軍資金調達のため麓の豪商中村家に押し入った。九月二四日、彼らは政府転覆の具体策として栃木県庁舎の襲撃を計画、宇都宮を目標して下山することとした。麓を囲む警察の包囲を突破し、宇都宮へと向かうため、警察と交戦、平尾八十吉が命を落とすこととなった。また、この混乱のなかで爆裂弾を運んでいた人夫の姿が忽然と消えてしまった。この結果、武力行使に重要な武器の多くを失ってしまう。そのためもあり、九月二六日に栃木県芳賀郡小林村の山中に集結した同志は合議の末、宇都宮行きを断念し、東京に潜行して再起を期すことに決した。彼らは一〇月一五日に東京の飛鳥山で再会することを約して解散、それぞれが潜伏活動に移っていく。しかしながら、官憲の追跡は厳しく、その夜に天野市太郎、山口守太郎が逮捕され、二八日には杉浦吉副、河野広躰、三浦文治が逮捕された。一〇月中には、原利八を除く、残る全員が逮捕され、原も翌年二月に捕縛され、加波山に挙兵した全員が逮捕された。事件は原が逮捕される以前の二八八年一〇月末には立件され、加波山に挙兵した同志一五名に鯉沼九八郎、門奈茂次郎、大橋源三郎、佐伯正門を加えた一九名が起訴された。裁判は被告人を逮捕地ごとに分割して、東京、栃木、甲府、千葉の各重罪裁判所において常事犯として裁くことにした。被告側はこれを不服とし、大審院長あてに上告書を提出、国事犯として高等法院で審問すること、同じ裁判所で一括して裁判を行うことの二点を要望するも、却下されてしまった。一八八六年七月に判決が下される。死刑判決が琴田、三浦、横山、小針、杉浦、富松、保田に下されるが、横山は獄中死を遂げる。河野、五十川、天野、草野、小林、原、玉水は無期徒刑、鯉沼は有期徒刑一五年、門奈は有期徒刑一三年、佐伯は重懲役一〇年、大橋は重懲役九年であった。山口は公判前に死去している。こうして加波山事件は終結することとなる。

この加波山事件の勃発に、三島に代表される政府の激しい弾圧や運動の退潮や停滞などによる自由民権運動の閉塞状況が大きな影響与えたことは間違いないだろう。しかしながら、加波山事件はそうした外的要因・環境の単純な帰結ではない。民権家たちの行動原理・行動規範に基づく主体的な営為だったのである。加波山事件に参加した民権家たちは、その檄文において理想的な国家像

「国家における人々と政府のあり得べき姿を提示している。彼らは、「衆庶平等の理を明らかにし、各自天与の福利を全ふす」ことこそが「建国の要」であるとす。それゆえ、「政を為す者」、すなわち政府は、「宜しくこの趣旨に基づき、人民天賦の自由幸福を増進すべくして、濫りに苛法酷律を設け、圧逆を施すべきものにあらざる」ものでなければならぬ。<sup>18</sup>ところが、彼らの目に映る国家の現状は、こうした国家の理想像とはかけ離れたものであった。現在の日本は、「外は条約未だ改めず、内は国会未だ開けず。為に姦臣政柄を弄し、上聖天子を蔑如し、人民に対し収斂時なく、餓殍道に横はるも之を檢するを為さず。言路を壅蔽して志士を逆遇す。此の如くにして尚ほ数年を経過せば、国運の前途將に凶られざらんとす」<sup>19</sup>の状況である。また、「現今ノ政体ハ压制ニシテ一トシテ自由ナラザルノミナラズ、諸物価下落、租税ハ高シ、人民ノ困難一方ナラズ、一般人民ハ歎息シテ」<sup>20</sup>いる惨状であった。民権家は、日本の現状を政府が暴政を行い、言論の自由をはじめとする全ての自由と権利は抑圧され、人々の生活は困窮を極めており、対内的にも対外的にも危機的状況にあると認識していた。

この日本の危機的状況、国家の非常事態に対して、民権家は正当な抵抗の必要を主張する。加波山事件の檄文は、その挙兵を「我輩同志茲に革命の軍を茨城県真壁郡加波山上に挙げ、以て自由の公敵たる専制政府を転覆し、而して完全なる自由立憲の政体を造出せん」<sup>21</sup>がための政府の暴政に対する正当な抵抗であると訴える。武力蜂起によつて専制政府を転覆し、完全なる自由立憲政体を樹立する「革命」こそ、「衆庶平等の理を明らかにし、各自天与の福利を全ふ」し、「人民天賦の自由幸福を増進す」という「理」に適つた正当な抵抗とするのである。加波山事件に関わつた民権家たちに、こうした正当な抵抗なあり様が共有されていた。鯉沼は大橋源三郎と会談したときの様子を次のように語っている。

「大橋モ甚ダ慷慨ノ氣ヲ発シタル故、然ラバ我々ト同意シ決死革命ニ尽力スル乎ト云ヒタルニ、同人ハ最モ希望スル処ナリト直ニ承諾シタルヲ以テ、自分ガ河野、横山、佐伯等ト謀リ大臣参議ヲ暗殺スルノ陰謀ヲ打チ明シタルニ、大橋モ好キ計画ナリト賛成シテ、然ラバ自分モ決死共ニ尽力ス、ベシト盟約シタル」<sup>22</sup>

こうして加波山事件の参加者たちは、正当な抵抗としての「革命」に邁進していく。

その時、彼らは正当な抵抗の手段として組織化された暴力による専制政府の転覆、すなわち挙兵を選択する。実際、加波山事件は、初めて爆裂弾が使用さ

れた「軍事的行動」だったのである。この正当な抵抗の手段としての暴力の組織化、組織化された暴力の行使は、その行動が「社会のため、民のため、国家のため」という「殺身成仁」の実践であるということから正当化される。鯉沼は「素ヨリ自分ハ国家ノ為メ身ヲ犠牲ニスル、常ニ熱望スル処ニシテ、畢竟今般ノ事モ国家ヲ憂ルノ厚キ処ヨリ企テタル陰謀ナレバ、心二層シトスルモノニシテ、他二向テ聊カ恥ル処ナシ。」<sup>23</sup>とその正当性を訴え、自らの行為をいささかも恥ずべきところのないものとする。河野もまた、「志士先覚ヲ以テ自ラ任ズル者、国家ノ危急ニ当リ身ヲ挺シテ仁ヲ為シ、或ハ海鳴ノ惨毒ヲ嘗メ、或ハ歩ヲ断頭場裏ニ進ムル者、古来其例少シトセザル也。今不肖広躰等国家ノ犠牲トナリ、故ニ是等ノ人ト其運命ヲ同フセントス」<sup>24</sup>と、拳兵は「国家ノ危急ニ当リ身ヲ挺シテ仁ヲ為シ」た正当な行為であり、それゆえ喜んでその身を犠牲とするとしている。彼らが自らの行動を「殺身成仁」に基づく正当な抵抗と認識していることは、彼らが常事犯として裁かれることを拒否し、国事犯として扱うことを求めていることから見て取れる。天野市太郎は

「我々は正に国事犯たること多弁を俟たざるべし、而して我々の意思たるや事の成否に論なく、決然身を犠牲に供せんと欲するにあるを以て毫も刑罰を恐るゝ者に非ざるなり。然と雖も、其意志と目的とを問はずして、枉げて他罪を以て罰するに至ては、独り我々のいかにのみならず、後世に及び當時判官其人無く、法律に背き、天理に戻るの断獄たりと評せらるるを恥づ」<sup>25</sup>

と訴えている。また、河野も

「不肖等ガ精神タル、暴政ヲ改革スルニ在リシコト既ニ自ラ明晰疑ヲ容ル、ニ足ラザルベシ。果シテ然ラバ縦令其勢力ヲ微々タリト雖ドモ、其手段ハ拙劣ナリト雖ドモ、意思目的ノ在ル所必々国事犯ヲ以テ論断ス可キモノナリ。嗚呼余ヤ慨然剣ヲ執ルノ始メニ当テ、生クルトキハ則チ自由ノ為メニ生キ、死スル時ハ則チ自由ノ為メニ死センコトヲ誓ヘリ」<sup>26</sup>

と主張する。政府の暴政を改革し、国家・人民のために身を犠牲にした今回の蜂起は正当な抵抗であり、その意志・目的からいつて国事犯として裁くのが正当な扱いであり、単なる強盗や殺人といった常事犯として扱うのは不当であるとする。

また、加波山事件の参加者たちは、その行動を人々の要望・支持によって正当化することを試みる。彼らの行動は、現在の危機的状況、政府の暴政から「自由党ガ何カ企テ人民ヲ救助セラレン事ヲ希望シ居ルモノ、如シ」<sup>27</sup>という人々の期待に応えたものであるとされる。さらに、「嗚呼三千七百萬の同胞兄弟よ、

我党と志を同ふし俱に大義に應ずるは、豈に志士仁人たるの本分に非ずや。茲に檄を飛ばして天下同胞兄弟に告ぐと云爾」<sup>28</sup>と檄を飛ばし、抵抗の正当性の根拠として人々の支持を徵募し、その行動を人々の要望・願望のうえに基礎付けようとしている。加波山事件の参加者たちは、自らを人々の「代表」たらしめんとしたのである。しかしながら、その一方で彼らの行動は「殺身成仁」の論理に則っているがゆえに、人々の支持を待たずとも、「世の為め国の為め人の為」という主観的信念によって正当化される。「吾人豈に黙して止むべけんや。夫れ大廈の傾ける一木の能く支ふる所に非ずと雖も、志士仁人たるもの坐して其倒るを見るに忍びんや。」<sup>29</sup>と人々の支持の有無にかかわらず、「志士仁人」であれば、それが「世の為め国の為め人の為」であるならば、当然、行動を起こすべきであると主張する。こうした民権家の行動が民の支持から解放され、民から遊離することが正当化されると、民権家に一種の特権性を付与し、特権的な意識を醸成することとなる。鯉沼は、加波山事件の実行に際し、「一体我下野人子ハ何レモ浮薄ニシテ国家ノ為メナル死ヲ決シテ事ヲ為ス如キ氣力ハ曾テ無之モノト信シ居リタル故、談ゼザルモノナリ」<sup>30</sup>とし、鯉沼の地元、栃木県の人々の多くは「国家ノ為メ」に身を犠牲にして「死ヲ決シテ事ヲ為ス如キ氣力」は持つていないため、事を起こすのに彼らの支持は不要であると断じている。「殺身成仁」の論理に基づいて行動する加波山事件の参加者たちは、「民権家」のねじれた二面性を内包することになったのである。

このように加波山事件の行動原理、行動規範を詳らかにするならば、加波山事件は「殺身成仁」の実践であり、その参加者たちは「民権家」としての義民であったといえよう。加波山事件の中心的人物である鯉沼九八郎、大橋源三郎、横山信六は、栃木県下の他の民権家・新井章吾、榊原経武、塩田奥造、深尾重城などともに、「民権家追祭大運動会」と題して、地元である壬生藩の義民・神永市兵衛、石井伊左衛門、須釜作十郎の追善を一八八三年八月一七日に主催している。その様子は、『朝野新聞』の伝えるところによれば、

「近比栃木県下の自由党員が運動会と云ふを催し、凡そ騎馬五百名、徒者千名、総員一千五百名計り、竹槍等を携へ隊伍を組みテ曠野を運行し、既に去十七日上都賀郡の東南隅なる曠原に於て威勢堂々として勢揃ひをなし居る処へ警察官が出張になり、忽ち七八名を拘引し且つ証拠物として竹槍十二本木製銃若干を取揚げられたるが、右の内二三百名は自由党員なれども余は皆弥次馬連中なりと、或る人より申越せり」<sup>31</sup>

という状況を呈した。三人の義民は「今を距ること二百年前、元禄時代に於て壬生の藩主加藤越中守の虐政に抗し一身を犠牲にし万民の塗炭を救ひたる自由

民権家」と、「殺身成仁」を実践した「民権家」と位置付けられた。横山が読み上げた祭文は、「壬生藩の苛税に堪えず稲葉村外十ヶ村の総代となり、藩主に減税の事を嘆願せしかども聞き届られざるのみならず、官令に抗拒したる罪科なりとて無惨にも圧制無道の刃の下の鬼となり冤魂永く訴ふるに時なかりしを、今日明治の昭代になり三氏の徳を歎ひ三氏と志を同ふする壮士相会して茲に祭典の式を行ふ」と謳っている<sup>32</sup>。鯉沼ら民権家は過去の義民への強い共感とコミットメントを示し、義民「三氏と志を同ふする壮士」として、自らと義民を重ね合わせている。先に挙げた河野の「志士先覚ヲ以テ自ら任ズル者、国家ノ危急ニ当リ身ヲ挺シテ仁ヲ為シ、或ハ海鳴ノ惨毒ヲ嘗メ、或ハ歩ヲ断頭場裏ニ進ムル者、古来其例少シトセザル也。今不肖広駄等國家ノ犠牲トナリ、故ニ是等ノ人ト其運命ヲ同フセントス」という言葉にも先覚者たる志士、義民のあり様と実践に自らを投影しているのを見ることができよう。彼らは「民権家」としての義民という主体を喚起され、「民権家」としての義民が行うべき「殺身成仁」を実践することとなる。それが加波山事件だったのである。

### むすびにかえて

政府の弾圧などによる自由民権運動の閉塞状況のなかで起った加波山事件は、民権家の行動原理、行動規範に則った実践であり、自由民権運動の「逸脱」や傍流などではない。また、江戸時代の封建的思想の残存・影響の示すものとして自由民権運動の近代性の「限界」と捉えられるものでもない。それは、自由民権運動の一貫した論理の延長線上に位置付けられる。

その行動原理・行動規範が「殺身成仁」の論理である。「殺身成仁」の論理は、自由民権運動のなかで再解釈・再構成された義民の姿に端的に表現されている。江戸時代の義民伝承において「仁政の世界」を体現する人物として描かれていた義民は、近代において国家に主体的にかかわり、積極的に政治的発言・実践を行う「主体」、「非暴力不服従」という政府に対する正当な「抵抗」を実践した政治的实践者、すなわち「国民」の範型として再構成される。この義民像は、自由民権運動のなかで「民権家」としての義民としてよりラディカルに、過激に再解釈・再構成される。その主体は、文明の世「明治の昭代」に相応しい、国家、公共のことに関心を抱き、積極的に関与しようという精神、自発性をもつ存在であり、誰でもがなれる、なるべき規範的人間像であった。それゆえ、そうしたあり様を阻害するものに対する正当な「抵抗」の存在が「発見」される。その正当な「抵抗」の手段・かたちは、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫」るものから暴力を伴う実力行使までを含むものであった。すなわち、「民

権家」としての義民という「主体」は正当な「抵抗」を実践する政治的实践者でもある。そして、その主体と実践は、民の「代表」というかたちで正当化される一方で、「世の為め国の為め人の為」という主観的観念によって民の「代表」という拘束から解放され、民から遊離し、民の支持を必ずしも必要としないという、ねじれた二面性を有していた。こうした「民権家」としての義民という主体と、その正当な「抵抗」という政治的实践を支えるものが「殺身成仁」の論理であった。それは、「世の為め国の為め人の為に理の為に」、身を棄てるべきであるというものであり、民権家のあり様と実践を方向付け、規定するものだったのである。

加波山事件はまさに、この「殺身成仁」の実践だったのである。加波山事件の参加者たちは、日本の現状が政府の暴政によって対内的にも対外的にも危機的状況にあると認識し、その危機的状況を打開するため、現在の専制政府を転覆し、完全な「自由立憲政体」を樹立することこそ、「世の為め国の為め人の為に理の為に」、身を棄てて、「官に抗」する正当な抵抗であるとす。その抵抗の手段としての暴力の組織化、組織化された暴力の行使、すなわち「革命」は、国家・人々のためにその身を犠牲にする手段として正当化されるのである。そして、事件の参加者たちはその実践にあたって、民の「代表」とらんとすると同時に、その使命感、信念から民の支持や要望に縛られることなく行動し得たのである。加波山事件には、自由民権運動における主体と実践のあり様が具体的に表現されているといえよう。

### 註

<sup>1</sup> 色川大吉『自由民権』（岩波新書、一九八一年）参照。

<sup>2</sup> こうした視点からの研究の代表的なものとして、稲田雅洋『自由民権の文化史―新しい政治文化の誕生』（筑摩書房、二〇〇〇年）、同『自由民権運動の系譜―近代日本の言論の力』（吉川弘文館、二〇〇九年）、松沢裕作『自由民権運動―〈デモクラシー〉の夢と挫折』（岩波新書、二〇一六年）がある。稲田も松沢も自由民権運動として激化諸事件をほとんど取り上げていない。

<sup>3</sup> この視点からの研究として、自由民権運動と同時期の民衆運動をそれぞれ異なる論理・思想に立脚した運動として捉える民衆史研究の成果がある。稲田雅洋、鶴巻孝雄、牧原憲夫の諸研究を参照。

<sup>4</sup> 松本三之介は、明治の政治的行動を規定する「明治の精神」には「伝統的な志士的精神」が存在し、それが自由民権運動にも大きな影響を与えたとしている。松本三之介『明治精神の構造』（岩波書店、一九九三年）。

<sup>5</sup> 飯塚彬「加波山事件—富松正安と地域の視点を中心にして」、高島千代・田崎公司編『自由民権〈激化〉の時代』（日本経済評論社、二〇一四年）、同「加波山事件と富松正安「思想」の一考察」（『法政史学』第七九号、二〇一三年）。加波山事件の思想的な研究としては、他に桐原光明『加波山事件と富松正安』（齋書房、一九八四年）、寺崎修『自由民権運動の研究—急進的自由民権家の軌跡—』（慶應義塾大学出版会、二〇〇八年）などがある。

<sup>6</sup> 一八八四年には群馬事件、岐阜加茂事件、加波山事件、名古屋事件、飯田事件、秩父事件、一八八五年には大阪事件、一八八六年には静岡事件などが起っている。

<sup>7</sup> 宮沢誠一「幕藩イデオロギーの成立と構造—初期藩政改革との関連を中心に—」、『歴史学研究別冊』一九七三年。

<sup>8</sup> 深谷克己『百姓成立』塙書房、一九九三年。

<sup>9</sup> 近代における義民の再発見・再構成についての詳細は、拙稿『民権鑑加助の面影』の世界—近代移行期の「空間」・「時間」・「人間」（『民衆史研究』第五二号、一九九六年）、「東洋民権百家伝」にみる「近代」的人間像（『民衆史研究』第五六号、一九九八年）、「日本近代成立期における義民の「発見」と「主体」の形成」（『人民の歴史学』第一五八号、二〇〇三年）、「明治初期日本の「政体」の模索にみる「伝統」と「近代」の交錯」（『政治思想研究』第八号、二〇〇八年）を参照。

<sup>10</sup> 福沢諭吉『学問のすゝめ』七編（一八七二年）、七二頁（岩波文庫版、一九七八年）。以下、『学問のすゝめ』の引用は岩波文庫版による。

<sup>11</sup> 同右、六三—六七頁。

<sup>12</sup> 同右、六八—七〇頁。

<sup>13</sup> 同右、七〇頁。

<sup>14</sup> 「論説」、『朝野新聞』一八七六年二月二三日。

<sup>15</sup> 松沢求策『民権鑑加助の面影』（一八七八年、「松沢求策関係文書」穂高町立図書館所蔵）。

<sup>16</sup> 小室信介編『東洋民権百家伝』初帙之上「例言」、一八八三年（岩波文庫版、一九五七年）。以下、本節における『東洋民権百家伝』からの引用に関しては、本文中に（ ）で出典を示す。なお、同書は第二帙から書名を『東洋義人百家伝』と改めているが、本稿では『東洋民権百家伝』で統一する。

<sup>17</sup> 植木枝盛『無天雑録二』一八七九年五月二七日、『植木枝盛集』第九卷（岩波書店、一九九一年）。

<sup>18</sup> 「革命拳兵の激」、板垣退助監修『自由党史』（一九一〇年）、五一—五二頁（岩

波文庫版下巻、一九五八年）。

<sup>19</sup> 同右。

<sup>20</sup> 「警察調書（鯉沼九八郎）」、稲葉誠太郎編『加波山事件関係資料集』（三一書房、一九七〇年）、一〇三頁。

<sup>21</sup> 前掲「革命拳兵の激」。

<sup>22</sup> 前掲「警察調書（鯉沼九八郎）」。

<sup>23</sup> 同右、一〇二頁。

<sup>24</sup> 「陳情書（河野広躰）」、前掲『加波山事件関係資料集』、三二九頁。

<sup>25</sup> 「天野市太郎の故障書」、前掲『自由党史』、五七頁。

<sup>26</sup> 前掲「陳情書（河野広躰）」、三三〇頁。

<sup>27</sup> 前掲「警察調書（鯉沼九八郎）」、一〇三頁。

<sup>28</sup> 前掲「革命拳兵の激」。

<sup>29</sup> 同右。

<sup>30</sup> 前掲「警察調書（鯉沼九八郎）」。

<sup>31</sup> 「雑報」、『朝野新聞』一八八三年八月二日

<sup>32</sup> 『自由新聞』一八八三年八月二日